2026 年 10 月 30 日

外国人旅行者向け免税制度に係る消費税滞納者に対する上陸審査の厳格化について

外国人旅行者向け免税制度は、免税購入品の国外への持ち出しを前提に消費税が免除される仕組みです。そのため、購入者が出国時に免税品を所持していない場合には、購入者はその消費税相当額を納付する必要がありますが、これを納付せずに出国し滞納となるケースが多発しています。

このため、財務省関税局は、2026 年 11 月より本制度における消費税の滞納者の情報を出入国在留管理庁に提供し、同庁が再入国時に厳格な上陸審査を行う仕組みを運用できるよう連携いたします。

（注１）

2026 年 11 月以降の滞納者も対象となります。

（注２）

滞納者は、以下の税関に連絡をして納付すべき消費税滞納額及び延滞税額を確認の上、納付を完了させる必要があります。また、複数の税関で滞納している場合、各税関に対してそれぞれ納付を行ってください。

＜税関連絡先＞

税関名	連絡先
函館税関	hkd-gyomu-kanri@customs.go.jp
東京税関	tyo-gyomu-shuunou@customs.go.jp
横浜税関	yok-gyomu-shunou@customs.go.jp
名古屋税関	nagoya-gyomu-shuno@customs.go.jp
大阪税関	osaka-choshu@customs.go.jp
神戸税関	kobe-gyomu-shuno@customs.go.jp
門司税関	moji-shuno@customs.go.jp
長崎税関	nagasaki-gyo-kanri@customs.go.jp
沖縄地区税関	oki-9a-shuno@customs.go.jp